

「海外旅行傷害保険サービスの変更（適用条件・保険内容等）」に関するお知らせ

今般、「海外旅行傷害保険サービス」について以下の通り変更させていただくこととなりましたので、ご案内を申し上げます。

1. 保険内容

(1) 適用条件

- ・海外出発10日前までの申請とします。（10日以内の受付はできません）
- ・申請時点から直近1年間にカードショッピング利用があった会員、又は今回の海外旅行でカードを利用する旨の申告があった会員とします。

(2) 対象カード

日本海信販国際カード（VISA・JCB）とします。

(3) 保険内容

	変更前		変更後
	保険金額（万円）		保険金額（万円）
傷害死亡	2,000		2,000
傷害後遺障害	2,000		2,000
賠償責任	2,000		2,000
携行品損害	20	→	10
傷害治療費用	200		100
救援者費用	200		100

(4) 補償期間

旅行出発日より最長15日間とします。（変更前31日間）

2. 変更時期

平成22年11月1日（受付分より）

※JCBゴールドカードは海外旅行傷害保険サービスの変更はございません。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本海信販株式会社

TEL : 0857-27-6111